

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準³（平成 26 年厚生省令第 63 号）（抜粋）

（趣旨）

第一条 この省令は、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号。以下「法」という。)第三十四条の八の二第二項の放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(以下「設備運営基準」という。)を市町村(特別区を含む。以下同じ。)が条例で定めるに当たって参酌すべき基準を定めるものとする。

2・3 （略）

（安全計画の策定等）

第六条の二 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保を図るため、放課後児童健全育成事業所ごとに、当該放課後児童健全育成事業所の設備の安全点検、職員、利用者等に対する事業所外での活動、取組等を含めた放課後児童健全育成事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他放課後児童健全育成事業所における安全に関する事項について計画（以下「安全計画」という。）を立て、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。
- 3 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保に関して保護者との連携を図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。
- 4 放課後児童健全育成事業者は、定期的安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

³ 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和 4 年厚生労働省令第 159 号）に基づく令和 5 年 4 月施行時点のもの（令和 6 年 3 月 31 日までは経過措置により努力義務）

放課後児童クラブ 安全計画

1. 安全点検

(1)施設・設備の安全点検(専用区画以外の場所についても定期的に使用する場合は実施を検討すること)

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
重点点検箇所						
月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
重点点検箇所						

(2)マニュアル(指針)の策定・共有

分野	策定期期	見直し(再点検)予定時期	掲示・管理場所
事故防止マニュアル(指針)	年 月 日	年 月 日	
<input type="checkbox"/> おやつ・食事	年 月 日	年 月 日	
<input type="checkbox"/> 事業所外での活動	年 月 日	年 月 日	
<input type="checkbox"/> バス送迎(※実施している場合のみ)	年 月 日	年 月 日	
<input type="checkbox"/> 降雪(※必要に応じ策定)	年 月 日	年 月 日	
防災マニュアル(指針)*	年 月 日	年 月 日	
救急対応時マニュアル(指針)*	年 月 日	年 月 日	
防犯(不審者対応時)マニュアル(指針)*	年 月 日	年 月 日	
感染症対応マニュアル(指針)	年 月 日	年 月 日	

*110番、119 番対応を含む

2. 児童・保護者に対する安全教育等

(1) 児童への安全教育

	4～8月	9月～12月	1月～3月
1年生			
2・3年生			
4年生以上			

(2) 保護者への周知・共有

4～8月	9月～12月	1月～3月

3. 訓練・研修

(1) 避難訓練等

設備運営基準第 6 条第 2 項の規定に基づき定期的実施する避難及び消火に対する訓練

月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月
テーマ・ 取組						
参加 予定者						
月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
テーマ・ 取組						
参加 予定者						

(2) その他訓練

訓練内容	実施予定時期 (時期と回数を記載)	参加予定者
119 番通報訓練		
救急対応(心肺蘇生法、気道内異物除去、AED・エピペンの使用等)		
不審者対応訓練(110 番通報訓練等)		
来所・帰宅時における非常時対応訓練		
その他(送迎バスにおける見落とし防止等)		

(3)職員への研修・講習

4～8月	9月～12月	1月～3月

(4)行政等が実施する訓練・講習スケジュール

※所属する自治体や児童が通う学校が実施する各種訓練・講習スケジュールについて参加目途にかかわらず記載する

--

4. 再発防止策の徹底(ヒヤリ・ハット事例の収集・分析の方法等)

--